平成２３年（フ）第４８号
川崎市宮前区菅生３丁目53番18号　ブルーハイム菅生101、前住所川崎市宮前区菅生６丁目30番12号　ビーラインヒルズ201
債務者　澤　　愛子（旧姓鰐川）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
川崎市高津区坂戸３丁目10番５―103号　市営住宅
債務者　佐々木利之
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
川崎市川崎区旭町２丁目７番９号　臼井マンション401、前住所千葉県柏市今谷上町33番地８　ハイツ331―105号
債務者　田中映美子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産廃止

平成１５年（フ）第４２９号
福岡県田川市大字猪国690番地
破産者　中野　光正
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
福岡地方裁判所田川支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７６６号
千葉県船橋市三咲１丁目８番地
破産者　有限会社き・こんざい
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４８７号
千葉県船橋市前原西８丁目５番５号
破産者　多田　文雅
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５４０号
千葉県南房総市千倉町北朝夷字寺庭474番地７
破産者　イーライフ株式会社
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５４１号
千葉県南房総市千倉町北朝夷474番地７
破産者　株式会社イーライフ千葉
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２６５７号
札幌市中央区北５条西28丁目３番３号　ＩＮＦＩＮＩＴＹ４階
破産者　株式会社メディスクリエイティブ
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４９号
仙台市太白区茂庭台１丁目18番５号
破産者　有限会社光硝
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８５号
千葉県浦安市北栄１丁目５番35―101号アクエリアス
破産者　株式会社クロノス
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４８６号
千葉市中央区仁戸名町620番地３
破産者　菅澤　勝彦
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４９２号
千葉県船橋市旭町６丁目８番１号
破産者　中村　正男
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５１０号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目31番11号　ヴェラジオ―Ⅰ―303号
破産者　平石　政男
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３１０号
福井県大野市春日１丁目12番13号
破産者　有限会社山下工務店
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１２８号
名古屋市昭和区塩付通３丁目13番地
破産者　ＣＳテクニカルサービス有限会社
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０１７号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東３丁目13番３号
破産者　ブティックＫＡＯＲＩこと谷山明実こと谷山明美こと赤木明実こと　康　　明順
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
最後の住所熊本県球磨郡あさぎり町免田西422番地１
破産者　亡山下和義相続財産（開始決定時の姓上野）
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第３３６号
北海道旭川市宮下通19丁目4155番地１
破産者　ひまわり興業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部